

令和4年度横浜市観光MICE戦略策定補助業務委託 質問書に対する回答

横浜市文化観光局観光振興課

No.	質問	回答
1	<p>業務説明資料 6 (2) 観光MICE戦略ミーティング運営補助 委員への謝金は本調査には含まれないという 理解でよろしいのでしょうか。</p>	<p>委員への謝金の支払いは、本委託内容に含まれません。</p>
2	<p>委託者(横浜市)の許可を得た上で、業務の一 部を再委託することは可能なのでしょうか。</p>	<p>再委託に関しては、横浜市委託契約約款第6条で、「契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と規定しています。</p> <p><参考> 横浜市委託契約約款(抜粋) (一括委託又は一括下請けの禁止) 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。</p> <p>http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/f?file_no=00000000000000480512</p>